

教員組織および教員の数の状況（令和4年4月1日現在）

(1) 法科大学院における教員の実際の配置状況

区 分	合 計	教 授	准教授	講 師	助 教
全専任教員 (a+c)	30	28	2	0	0
うち、研究者教員・・・a	26	24	2	0	0
うち、ダブルカウント教員・・・b	14	13	1	0	0
うち、実務家教員・・・c	4	4	0	0	0
うち、ダブルカウント教員・・・d	0	0	0	0	0
うち、みなし教員・・・e	3	3	0	0	0
兼 担・・・f	15	11	4	0	0
うち、実務家教員	0	0	0	0	0
うち、弁護士教員	0	0	0	0	0
兼 任・・・g	20	1	0	19	0
うち、実務家教員	14	1	0	13	0
うち、弁護士教員	14	1	0	13	0

(2) 法科大学院における教員のうち、法科大学院を修了した者の数

区 分	合 計	教 授	准教授	講 師	助 教
法科大学院を修了した全専任教員 (a+c)	4	4	0	0	0
うち、研究者教員・・・a	4	4	0	0	0
うち、ダブルカウント教員・・・b	2	2	0	0	0
うち、実務家教員・・・c	0	0	0	0	0
うち、ダブルカウント教員・・・d	0	0	0	0	0
うち、みなし教員・・・e	0	0	0	0	0
法科大学院を修了した兼任教員・・・f	0	0	0	0	0
うち、実務家教員	0	0	0	0	0
法科大学院を修了した兼任教員・・・g	0	0	0	0	0
うち、実務家教員	0	0	0	0	0

a・・・専任教員のうち、cをのぞいた数

b・・・aのうち、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第5条第2項及び第3項の規定により、他の学位課程との担当

c・・・専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第2条第1項に規定する専任

d・・・cのうち、専門職大学院設置基準第5条第2項及び第3項の規定により、他の学位課程との担当を兼ねている教員

e・・・cのうち、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第2項の規定により専任教員とみなす者

f・・・当該大学内の他の学部等に専任教員として所属する者

g・・・他の大学に専任教員として所属する者、他の職に従事している等により非常勤として当該専攻の授業を担当する者

(参考条文)

- ・ 専門職大学院設置基準第5条（平成15年文部科学省令第16号）
- ・ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）

(3) 実務家教員（法科大学院修了者以外も含む）の職業について ※上記、区分cに該当する教員

区 分	合 計	派遣裁判官	派遣検察官	弁護士	その他			うち、元裁判官	うち、元検察官
					うち、派遣弁護士	うち、元裁判官	うち、元検察官		
法曹有資格者(注1)	4	1	1	2	0	0	0	0	0
うち、法科大学院修了	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0								
うち、法科大学院修了	0								
合 計	4								

注1・・・司法試験合格者を指します。

(4) 専任教員確保がより困難な分野

該当なし

(5) 専任教員の学位取得状況

学位	博士	専門職学位	修士	学士	その他	未取得	合計
研究者教員	4	4	10	8	0	0	26
うち、法科大学院修了生	0	4	0	0	0	0	4
実務家教員	0	0	0	4	0	0	4
うち、法科大学院修了生	0	0	0	0	0	0	0

※複数の学位所持者は選考に最も関連の深い学位一つを記載